



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
5月30日
第618号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課)	1
※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築課)	4
○ 告 示	
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	7
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	7
内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可 (水産課)	8
長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託 (流域政策局)	9
○ 公 告	
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	9
公共測量終了公告 (用地事業支援課)	10
落札者決定の公告 (警察本部会計課)	10
随意契約の相手方決定の公告 (人事課)	10
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	11
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (南部)	11
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員就任公告 (東近江、高島)	11
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江)	12
土地改良事業計画変更適否決定公告 (湖北)	14
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課)	14
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (運転免許課)	16
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法施行規則第31条の4の7に規定する滋賀県公安委員会が認める法人および道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者の一部改正 (運転免許課)	16
道路交通法第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意 (交通規制課)	16
○ 正 誤	
令和6年5月14日付け第511号付録滋賀県公報目録中.....	18
※令和7年3月28日付け号外(Ⅰ)滋賀県警察本部告示第1号中.....	18
令和7年4月15日付け第605号付録滋賀県公報目録中.....	18

規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第44号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第1章 関係規則の一部改正

(滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部改正)

第1条 滋賀県職員退職手当条例施行規則(昭和59年滋賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別記様式第20号(裏)中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式(裏)注に次のように加える。

3 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

別記様式第21号(裏)中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式(裏)中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

(滋賀県職員退隠料および扶助料支給規則の一部改正)

第2条 滋賀県職員退隠料および扶助料支給規則(昭和25年滋賀県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第21号の4中「懲役もしくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

別記様式第21号の5中「懲役または禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

別記様式第26号中「懲役もしくは禁錮の刑」および「懲役または禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

別記様式第27号中「懲役もしくは禁錮の刑」および「懲役または禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

(滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年滋賀県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県特定調達苦情検討委員会規則の一部改正)

第4条 滋賀県特定調達苦情検討委員会規則(平成25年滋賀県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(生活保護法施行細則および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に、「30万円」を「100万円」に改める。

(1) 生活保護法施行細則(昭和41年滋賀県規則第44号)別記様式第9号(裏)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年滋賀県規則第59号)別記様式第5号(裏)

(滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第6条 滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記様式第1号(表)中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式(裏)中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとします。

(滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第7条 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第15号(裏)5(2)中「懲役または禁固の刑」を「拘禁刑」に改め、同様式(裏)に注として次のように加える。

注 当分の間、拘禁刑には、懲役および禁錮を含むものとします。

別記様式第27号中「懲役・禁固の刑」を「拘禁刑」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

(滋賀県旅館業法施行細則の一部改正)

第8条 滋賀県旅館業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式中注4を注5とし、注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

別記様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式中注2を注3とし、注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

別記様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式中注2を注3とし、注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

別記様式第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式中注2を注3とし、注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

(滋賀県遊泳用プール条例施行規則の一部改正)

第9条 滋賀県遊泳用プール条例施行規則(昭和51年滋賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県建築士法施行細則の一部改正)

第10条 滋賀県建築士法施行細則(昭和31年滋賀県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(第2面)中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式(第2面)に注として次のように加える。

注 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとします。

(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第11条 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則(昭和60年滋賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号(表)中「第100条」を「第101条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第12条 滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別記様式第27号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとします。

第2章 経過措置

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)に処せられた者とみなす。

(滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 旧刑法第12条に規定する懲役、禁錮または旧拘留の刑の執行のため刑事施設(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第477条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第14条の規定による改正前の少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている者は、第3条の規定による改正後の滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第8条の2(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑または拘留の刑の執行のため刑事施設(当該少年院に拘置されている者)にあっては、少年法第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院)に拘置されている者とみなす。

(様式に関する経過措置)

第15条 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第45号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第9条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項第1号中「換気設備(機械換気設備を設けたものに限る。)、排煙設備(排煙機を設けたものに限る。)、非常用の照明装置または防火設備(政令第16条第3項第2号で定めるものならびにその他のもののうち常時閉鎖式のものおよび防火ダンパーを除く。)」を「前項各号に掲げる建築設備等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により知事が付加する定期調査(法第12条第1項の規定による調査をいう。)の項目、方法および結果の判定基準は、第1項に規定する特定建築物および政令第16条第1項に規定する建築物に設置されている次の各号に掲げる法第12条第1項に規定する建築設備等(次項第1号において「建築設備等」という。)の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 換気設備 建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号。以下「建築設備定期検査告示」という。)別表第1(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (2) 排煙設備 建築設備定期検査告示別表第2(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (3) 非常用の照明装置 建築設備定期検査告示別表第3(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (4) 常時閉鎖した状態にある防火扉 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成28年国土交通省告示第723号。以下「防火設備定期検査告示」という。)別表第1(イ)欄に掲げる項目(同表(1)の項から(5)の項までのもの(常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。))に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (5) 随時閉鎖することができる防火扉(政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。) 防火設備定期検査告示別表第1(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (6) 防火シャッター(政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。) 防火設備定期検査告示別表第2(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (7) 耐火クロススクリーン(政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。) 防火設備定期検査告示別表第3(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (8) ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。) 防火設備定期検査告示別表第4(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

第10条第1項中「まで」の右に「(防火設備定期検査告示別表第1(イ)欄に掲げる項目(同表(1)の項から(5)の項までのもの(常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。))に限る。))にあつては、前条第2項に規定する報告の時期)」を加え、同条第3項中「調査」を「検査」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第9条関係)

建築設備等検査結果表(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)

棟別番号				検査結果			
項目	番号	検査項目等		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 換気設備	(1)	法第28条第2項または第3項に基	機械換気設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(2)	づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	中央管理方式の空気調和設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(3)	換気設備を設けるべき調理室等	自然換気設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(4)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	機械換気設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(5)	防火ダンパー等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
2 排煙設備	(1)	政令第123条第3項第2号に規定す	排煙機 <input type="checkbox"/> 無				
	(2)	る階段室または付室、政令第129条	排煙口				
	(3)	の13の3第13項に規定する昇降路	排煙風道				
	(4)	または乗降ロビー	特殊な構造の排煙設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	給気口 <input type="checkbox"/> 無				
	(6)		加圧防排煙設備 <input type="checkbox"/> 無				
	(7)	政令第126条の2第1項に規定する	可動防煙壁 <input type="checkbox"/> 無				
	(8)	居室等	排煙機				
	(9)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	機械排煙設備等があるもの	排煙口			
	(10)			排煙風道			
	(11)			特殊な構造の排煙設備 <input type="checkbox"/> 無			
	(12)	予備電源	自家用発電装置 <input type="checkbox"/> 無				
	(13)		直結エンジン <input type="checkbox"/> 無				
3 非常用の照明装置	非常用の照明装置						
	(1)	照明器具					
	(2)	電池内蔵形の蓄電池	作動状況(予備電源等)				
	(3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照度				
	(4)		充電ランプ				
	(5)	電源別置形の蓄電池	作動状況(予備電源、切替回路等)				
	(6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照度				
	(7)		分電盤の表示				
	(8)		蓄電池				
	(9)	自家用発電装置	作動状況(予備電源、切替回路等)				
	(10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照度				
	(11)		分電盤の表示				
(12)		自家用発電装置					

項目	番号	検査項目等	検査結果		
			指摘なし	要是正	既存不適格
4 防火設備	(1)	常時閉鎖防火扉	外観および周囲状況		
	(2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	固定、作動状況		
	(3)	随時閉鎖防火扉	外観および周囲状況		
	(4)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	感知器等の連動機構(設置および機能の状況)		
	(5)		閉鎖、作動状況		
	(6)	防火シャッター	外観および周囲状況		
	(7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	危害防止装置		
	(8)		感知器等の連動機構(設置および機能の状況)		
	(9)		閉鎖、作動状況		
	(10)	耐火クロススクリーン	外観および周囲状況		
	(11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	危害防止装置		
	(12)		感知器等の連動機構(設置および機能の状況)		
	(13)		閉鎖、作動状況		
	(14)	ドレンチャー等	外観および周囲状況		
	(15)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	感知器等の連動機構(設置および機能の状況)		
	(16)		作動状況		

特記事項

項目	番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、または行を追加して記入するか、別紙に記入の上添付してください。
- 4 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備および非常用の照明設備については、建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。防火設備については、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成28年国土交通省告示第723号)に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。
- 5 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 6 「4防火設備」欄については、防火設備の定期検査報告対象となっている場合は、記入は不要です。
- 7 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合または指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘または特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合または改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を括弧書きで記入してください。
- 8 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、各階平面図に明記してください。

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

告

示

滋賀県告示第224号

滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

第36条ただし書中「から令和7年3月31日までに」を「以後」に改め、「で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの」を削る。

付 則

この告示は、令和7年5月30日から施行し、改正後の第36条ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金について適用する。

滋賀県告示第225号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第226号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第227号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

愛知川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 愛知川漁業協同組合 東近江市永源寺相谷町1378番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第6号
- 3 変更認可の内容

内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則第7条を次のように改める。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、または小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣 エサ釣 毛針釣 引掛 手網 玉網 叉手網	各解禁日から終了まで 年券 8,000円(あまご・いわな・にじます年券との同時購入者は、6,000円) 日券 2,000円
	投網	解禁日から終了まで 年券 8,000円(あゆ(投網以外)の年券との同時購入者は、5,000円)、 (あゆ(投網以外)及びあまご・いわな・にじます年券との同時購入者は4,000円) 日券 4,000円
あまご いわな にじます	竿釣	濃密放流区を除く漁業権漁場区域内、 解禁日から終了まで 年券 令和7年9月30日まで5,000円 令和7年10月1日から6,000円 日券 令和7年9月30日まで1,000円 令和7年10月1日から1,500円
	竿釣	愛知川支流渋川の大堰堤から掘越堰堤までの区間 (濃密放流区) 12月1日から翌年9月30日まで4,000円

2 (略)

- 4 施行日 令和7年5月22日

滋賀県告示第228号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

奥永源寺漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 奥永源寺漁業協同組合 東近江市政所町1692番地2
- 2 漁業権の免許番号 内共第7号
- 3 変更認可の内容

内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則第8条を次のように改める。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	区域	遊漁料	
			日券	年券
あゆ	友釣 毛針釣 餌釣 引掛	漁業権漁場区域内	期間中 2,500円	8,000円
にじます あまご いわな	竿釣 徒手採捕	愛知川支流須谷川の 水上農業用取水口 (通称、水上湯)か ら一番の滝までの区 域(濃密放流区)	期間中 4,000円	なし
	竿釣	濃密放流区を除く漁 業権漁場区域内	期間中 2,000円	6,000円

2 (略)

4 施行日 令和7年5月22日

滋賀県告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社トムソン
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市逢坂一丁目12番32号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 長浜港港湾施設使用料(一部)の徴収
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年3月22日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年4月1日

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 守山市焔魔堂町
- 3 作業の期間 令和7年4月21日から令和7年7月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 野洲市三上、北櫻
- 3 作業の期間 令和7年5月19日から令和7年9月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀

県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、水準測量、基準点測量)
- 2 作業の地域 野洲市比留田
- 3 作業の期間 令和7年5月12日から令和7年12月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業の地域 野洲市小篠原
- 3 作業の期間 令和7年5月19日から令和7年12月19日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月14日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 ヘリコプター(アグスタ式A109E型)の定期点検整備一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月9日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 朝日航洋株式会社滋賀支店 支店長 岡田清明 大津市中央三丁目1番8号
- 5 落札金額 65,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年4月8日(火)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年5月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日(火)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番10号

- 5 随意契約に係る契約金額 54,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションSMILEY	野洲市吉地1385番地エスパワールハイムII202号	合同会社SMILEY	野洲市比留田957番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和7.6.1	2511300473

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年5月30日

滋賀県南部県税事務所長 大田 伸行

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県第9749397号	令和9.3.31	栗東市東坂376-1 東坂農業組合 代表 中井考二	令和7.5.21

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、近江八幡西部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年5月30日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	岡 田 晋 一	近江八幡市江頭町528番地

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、鴨川流域土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年5月30日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

理事および監事の別	氏名	住所
理事	梅村 知郷	高島市安曇川町四津川780番地
〃	梅村 愛子	同 所713番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、能登川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年5月30日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	大橋 忠司	東近江市種町874番地
〃	大橋 源一	同 所1037番地
〃	藤野 俊嗣	同 市垣見町954番地
〃	辻 隆	同 市躰光寺町56番地
〃	今堀 九一郎	同 市乙女浜町227番地
〃	今堀 太平	同 所297番地
〃	井口 朗	同 所424番地
〃	豊田 富喜男	同 市山路町732番地
〃	里田 助次郎	同 所705番地
〃	堤 藤一	同 市躰光寺町783番地
〃	小森 一広	同 所982番地
〃	山川 雅美	同 市小川町994番地
〃	山川 徹	同 所942番地
〃	川南 博司	同 市川南町742番地
〃	村林 清茂	同 所758番地
〃	三輪 幸太郎	同 市伊庭町2027番地
〃	河村 松男	同 所2046番地
〃	村田 洋一	同 所2333番地
〃	松村 榮太郎	同 市能登川町528番地
〃	中嶋 幸雄	同 所911番地
〃	山本 晃一	同 所868番地
〃	片山 朗	同 市北須田町623番地
〃	深田 直	同 所475番地
〃	松原 正之	同 市南須田町147番地
〃	加藤 誠一	同 所119番地2
〃	福永 治夫	同 市阿弥陀堂町247番地
〃	脇 重彦	同 所164番地
〃	尾中 久良	同 市新宮町433番地
〃	荻野 九一	同 所390番地
〃	田井中 丈三	同 市福堂町3390番地
〃	山脇 清和	同 所3198番地
〃	田井中 保	同 所3445番地
〃	村林 和幸	同 市栗見新田町651番地
〃	塚本 剛司	同 所1440番地
〃	福阪 清太郎	同 市栗見出在家町241番地
〃	福永 章	同 所681番地
〃	澤 文一	同 市新宮町1810番地

〃	北村哲	同	所1866番地
〃	谷口哲雄	同	市阿弥陀堂町437番地
監事	桂田健次	同	市垣見町968番地
〃	村田清一	同	市能登川町932番地
〃	林竜二	同	市山路町690番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	大橋忠司	東近江市種町	874番地
〃	大橋源一	同	所1037番地
〃	藤野俊嗣	同	市垣見町954番地
〃	徳岡嘉彦	同	市躰光寺町230番地
〃	今堀九一郎	同	市乙女浜町227番地
〃	今堀太平	同	所297番地
〃	脇明男	同	所345番地
〃	櫛田善之	同	市山路町478番地
〃	林竜二	同	所690番地
〃	小坂浩之	同	市躰光寺町573番地12
〃	堀口浩敬	同	所980番地
〃	山川雅美	同	市小川町994番地
〃	辻 齊	同	所1031番地
〃	荻野忍	同	市川南町741番地1
〃	村林清茂	同	所758番地
〃	宮居伝	同	市伊庭町2053番地
〃	河村松男	同	所2046番地
〃	村田洋一	同	所2333番地
〃	松村榮太郎	同	市能登川町528番地
〃	山本修	同	所800番地
〃	山本晃一	同	所868番地
〃	山本信彦	同	所958番地
〃	片山朗	同	市北須田町623番地
〃	深田直	同	所475番地
〃	松原正之	同	市南須田町147番地
〃	加藤誠一	同	所119番地2
〃	福永治夫	同	市阿弥陀堂町247番地
〃	西野辰男	同	所371番地
〃	福永勇	同	市新宮町394番地
〃	荻野九一	同	所390番地
〃	田井中丈三	同	市福堂町3390番地
〃	山脇清和	同	所3198番地
〃	田井中尚志	同	所3507番地
〃	中川正	同	市栗見新田町839番地
〃	村林一富	同	所749番地
〃	五十子又一	同	所577番地
〃	村林博	同	市栗見出在家町239番地
〃	井口一孝	同	所210番地
〃	北村哲	同	市新宮町1866番地
〃	辻 忠浩	同	所1816番地
〃	谷口哲雄	同	市阿弥陀堂町437番地

監事	田口仁紀	同	市種町1008番地
〃	伊藤謙一	同	市能登川町269番地
〃	川南隆	同	市栗見出在家町268番地

土地改良事業計画変更適否決定公告

長浜南部土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請に対し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和7年5月19日に適当であると決定したから、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月30日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤江 学

- 縦覧に供する書類 長浜南部土地改良区の長浜南部土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
長浜南部土地改良区の定款の写し
- 縦覧場所 長浜市産業観光部田園整備課、米原市まち整備部農政課および長浜南部土地改良区
- 縦覧期間 令和7年6月2日から令和7年6月27日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に文書で異議の申出をすることができる。

公安委員会規則

滋賀県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

滋賀県公安委員会規則第11号

滋賀県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察署協議会に関する規則(平成13年滋賀県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(解嘱等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 公安委員会は、協議会の委員から任期の満了前に辞職の願い出があった場合において、これを承認するときは、別記様式第3号の辞職承認書を交付するものとする。
別記様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第3号(第5条関係)

辞 職 承 認 書

様

滋賀県 警察署協議会委員の辞職を承認します。

年 月 日

滋賀県公安委員会 印

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第12号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

別記様式第47号の7の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式に次のように加える。

備考1 当分の間、拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**滋賀県公安委員会告示第62号**

平成23年滋賀県公安委員会告示第104号(道路交通法施行規則第31条の4の7に規定する滋賀県公安委員会が認める法人)および平成23年滋賀県公安委員会告示第105号(道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者)の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

次に掲げる告示の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 平成23年滋賀県公安委員会告示第104号(道路交通法施行規則第31条の4の7に規定する滋賀県公安委員会が認める法人)

(2) 平成23年滋賀県公安委員会告示第105号(道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者)

付 則

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)または旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者に係る改正後の平成23年滋賀県公安委員会告示第104号(道路交通法施行規則第31条の4の7に規定する滋賀県公安委員会が認める法人)2(2)の規定および改正後の平成23年滋賀県公安委員会告示第105号(道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者)2(2)の規定の適用については、無期の懲役または禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役または禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

滋賀県公安委員会告示第63号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、近江八幡市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

1 合意した者

- (1) 近江八幡市長
- (2) 滋賀県公安委員会
- (3) 近畿運輸局長
- (4) 近江鉄道株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
桐原橋	東進	近江八幡市安養寺町8番地45地先
	西進	近江八幡市安養寺町8番地46地先

- 3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号の規定により近江八幡市が行う自家用有償旅客運送の用に供する自動車であつて、「あかこんバス」と称するものに限る。
- 4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
 - (1) 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
 - (2) 停留所における停車または駐車は、当該運送に係る運行時間内に限ること。
- 5 利用期間 令和7年6月1日から当面の間

滋賀県公安委員会告示第64号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、東近江市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 1 合意した者
 - (1) 東近江市長
 - (2) 滋賀県公安委員会
 - (3) 近畿運輸局長
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
八日市駅	北進・南進	東近江市八日市浜野町1番地先
アピア前	北進・南進	東近江市八日市浜野町3番1号地先
JA グリーン近江前	南進	東近江市八日市町1番17号地先
	北進	東近江市八日市本町4番14号地先
図書館・江州音頭会館前	南進	東近江市八日市金屋二丁目6番25号地先
	北進	東近江市八日市金屋一丁目5番12号地先
文芸会館・青葉メディカル前	南進	東近江市青葉町1番48号地先
	北進	東近江市東中野町4番13号地先
消防署前	南進	東近江市東今崎町5番33号地先
	北進	東近江市今崎町163番地先
今堀	東進	東近江市今堀町476番地先
	西進	東近江市今堀町525番2号地先
蛇溝	北進・南進	東近江市蛇溝町141番地先
市辺	北進・南進	東近江市市辺町1909番地先
市辺コミュニティセンター	北進・南進	東近江市市辺町2391番地先
野口	北進・南進	東近江市三津屋町29番21号地先
あかね幼稚園	北進・南進	東近江市三津屋町12番地先
三津屋	北進・南進	東近江市三津屋町654番地先
三津屋西	北進・南進	東近江市三津屋町1029番地先
柏木	北進・南進	東近江市柏木町550番1号地先
光明寺前	北進・南進	東近江市上平木町883番地先
平田コミュニティセンター	北進・南進	東近江市下羽田町162番地先
野端	北進・南進	東近江市下羽田町野端210番23号地先
下羽田開発	北進・南進	東近江市下羽田町開発295番地先
上平木	北進・南進	東近江市上平木町1850番1号地先

鳴谷	北進・南進	東近江市上平木町3333番地先
----	-------	-----------------

- 3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 滋賀タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第2号に規定する路線不定期運行および同条第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車であって、予約型乗合タクシー「ちょこっとタクシー」と称するものに限る。
- 4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
- (1) 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
 - (2) 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。
- 5 利用期間 令和7年6月1日から当面の間

正 誤

令和6年5月14日付け第511号付録滋賀県公報目録中

ページ	行	誤	正
1	2	第501号	第500号

令和7年3月28日付け号外(i)滋賀県警察本部告示第1号中

ページ	行	誤	正
4	下から6	第1号	第19号

令和7年4月15日付け第605号付録滋賀県公報目録中

ページ	行	誤	正
8	右欄下から2	1	19